

平成20年第2回嬉野市議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成20年6月6日					
招 集 場 所	嬉野市議会議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開会	平成20年6月6日 午前10時07分			議 長 山 口 要	
	散会	平成20年6月6日 午前11時33分			議 長 山 口 要	
応（不応）招 議員及び出席 並びに欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1番	小 田 寛 之	出	12番	太 田 重 喜	出
	2番	大 島 恒 典	出	13番	山 口 榮 一	出
	3番	梶 原 睦 也	出	14番	野 副 道 夫	出
	4番	秋 月 留美子	出	15番		
	5番	園 田 浩 之	出	16番	副 島 敏 之	出
	6番	副 島 孝 裕	出	17番	田 口 好 秋	出
	7番	田 中 政 司	出	18番	西 村 信 夫	出
	8番	川 原 等	出	19番	平 野 昭 義	出
	9番	織 田 菊 男	出	20番	山 田 伊佐男	出
	10番	芦 塚 典 子	出	21番	山 口 栄 秋	出
	11番	神 近 勝 彦	出	22番	山 口 要	出

地方自治法 第121条の規定 により説明の ため議会に出席 した者の職氏名	市長	谷口 太郎	保健環境課長(本庁)	
	副市長	古賀 一也	こども課長(本庁)	井上 嘉徳
	教育長	杉崎 士郎	農林課長(本庁)	宮崎 和則
	会計管理者	山口 克美	農業委員会事務局長	
	嬉野総合支所長	岸川 久一	建設課長(本庁)	松尾 龍則
	総務部長・市民生活部長兼務	森 育男	学校教育課長	福田 義紀
	企画部長	田代 勇	社会教育課長	
	福祉部長	大森 紹正	総務課長(支所)	坂本 健二
	産業振興部長・まち整備部長兼務	江口 幸一郎	市民税務課長(支所)	
	教育次長	桑原 秋則	保健環境課長(支所)	
	総務課長(本庁)	片山 義郎	農林課長(支所)	
	財政課長	田中 明	商工観光課長(支所)	一ノ瀬 真
	企画課長	三根 清和	建設課長(支所)	
	地域振興課長(本庁)		水道課長	角 勝義
本会議に職務 のため出席した 者の職氏名	議会事務局長	宮田 富夫		

平成20年第2回嬉野市議会定例会議事日程

平成20年6月6日（金）

本会議第1日目

午前10時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 報告第1号 平成19年度嬉野市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第2号 平成19年度嬉野市農業集落排水特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第3号 平成19年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第4号 平成19年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第5号 平成19年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第6号 専決処分の報告について
- 日程第4 議案第40号 専決処分の承認を求めることについて
（嬉野市税条例の一部を改正する条例）
- 日程第5 議案第41号 専決処分の承認を求めることについて
（嬉野市手数料条例の一部を改正する条例）
- 日程第6 議案第42号 専決処分の承認を求めることについて
（嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第7 議案第43号 専決処分の承認を求めることについて
（平成19年度嬉野市一般会計補正予算（第7号））
- 日程第8 議案第44号 嬉野市定住促進条例について
- 日程第9 議案第45号 嬉野市ふるさと応援寄附金基金条例について
- 日程第10 議案第46号 嬉野市保育所条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第47号 嬉野市営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第48号 嬉野市特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第49号 嬉野市男女共同参画審議会設置条例の廃止について
- 日程第14 議案第50号 嬉野市ふるさと振興基金条例の廃止について
- 日程第15 議案第51号 嬉野市ホームヘルパー派遣に関する条例の廃止について

- 日程第16 議案第52号 嬉野市林業研修会館条例の廃止について
- 日程第17 議案第53号 建設工事委託に関する基本協定の締結について
- 日程第18 議案第54号 佐賀県市町総合事務組合規約の変更に係る協議について
- 日程第19 議案第55号 平成20年度嬉野市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第56号 平成20年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第57号 平成20年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 発議第5号 嬉野市議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 請願第1号 「教育予算の拡充」を求める請願書
- 日程第24 陳情の委員会付託
- 日程第25 委員長報告 総務企画常任委員会 公共交通バス運行について
文教厚生常任委員会 保健事業について
産業建設常任委員会 農業問題について

午前10時7分 開会

○議長（山口 要君）

皆さんおはようございます。本日より6月定例会が開催をされたところでありますけれども、議員の皆様方におかれましては、非常に御多忙の中、御参集賜りまして、大変御苦労さまでございます。

本日は全員出席であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成20年第2回嬉野市議会定例会を開会いたします。

今議会の議会運営につきましては、6月4日に議会運営委員会を開催していただきましたので、その結果について報告を求めます。山口榮一議会運営委員長。

○議会運営委員長（山口榮一君）

皆さん、改めましておはようございます。去る6月4日議会運営委員会を開催いたしまして、今定例会の議会運営に関して協議を行いました。

ただいまより会期日程について御報告を申し上げます。

お手元の平成20年第2回嬉野市議会定例会会期日程案をごらんいただきたいと思います。

会期は、本日6月6日から6月17日までの12日間ということでございます。

6月6日、本会議開会、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告、議案一括上程、提案理由の説明、議員発議、請願・陳情の委員会付託、委員長報告。

6月7日、休会。

6月8日、休会。

6月9日月曜日でございます。委員会、常任委員会。

6月10日火曜日、委員会、常任委員会。

6月11日水曜日、本会議。今回、一般質問が11名でございますので、11日に5名、12日に6名を予定しております。

議案質疑は13日、16日の2日間で、6月14日が休会、6月15日、休会ということになります。

17日火曜日、本会議で、討論・採決・閉会ということでございます。

以上、今定例会の会期日程について御報告をいたします。

○議長（山口 要君）

議会の運営につきましては、ただいま委員長から報告のあったとおりであります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議会運営についての報告を終わります。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

嬉野市議会会議規則第78条の規定によって、会議録署名議員に17番田口好秋議員、18番西村信夫議員、19番平野昭義議員を今会期中指名いたします。

日程第2．嬉野市議会会議規則第4条の規定によって、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月17日までの12日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。会期は本日から6月17日までの12日間に決定をいたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付しております会期日程のとおりでありますので、御了承をお願いいたします。

日程第3．諸般の報告を行います。

去る平成20年4月24日、熊本市におきまして第83回九州市議会議長会定期総会が開催をされ、私が出席いたしました。平成19年度九州市議会議長会歳入歳出決算及び事項別明細書、平成20年度九州市議会議長会予算が提案され、すべて承認されました。

なお、平成21年度の本定期総会は大分市で開催することも決定されました。

また、この定期総会におきまして、23件の議案が提出をされ、佐賀県からは「基幹道路網の整備促進について」、「地上デジタルテレビ放送への移行に伴う受信施設の整備について」の2件と、嬉野市議会から提案の「障がい児の保育事業の新たな補助制度創設について」

て」、合計3件を提出いたしました。

この23件の議案につきましては、九州議長会として、今後、国等への要望活動を行ってまいります。

なお、詳細な資料につきましては、議会事務局に保存しておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。

次に、平成20年5月27日に第37回全国温泉所在都市議会議長協議会総会が、5月28日に第84回全国市議会議長会定期総会が開催をされ、私の代理として、川原等総務企画常任委員長が出席をいたしました。報告につきましては、お手元に配付のとおりであります。

続きまして、市長から地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告書が提出されております。

報告第1号から報告第5号までの「平成19年度嬉野市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について」から「平成19年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について」までの5件の報告につきましては、お手元に配付をしておりますので、それをもって報告といたします。

次に、市長から地方自治法第180条第2項の規定によって、報告第6号 専決処分の報告についてが提出されております。

報告説明を求めます。総務部長。

○総務部長（森 育男君）

報告第6号について御説明をいたします。

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び議会の委任による市長の専決処分に関する条例（平成18年嬉野市条例第204号）第2条の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成20年6月6日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

2ページ目に専決処分を掲載いたしております。

専決処分書

損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び議会の委任による市長の専決処分に関する条例（平成18年嬉野市条例第204号）第2条の規定により、次のとおり専決処分する。

平成20年3月24日

ます。

さて、3月議会終了後、新年度予算の執行に大きな影響を生じるため懸念をいたしておりました道路特定財源諸税の暫定税率の失効問題に関しましては、市の財政運営に支障がないよう、国・県の情報収集に努めてまいりました。5月中旬に改正法案が成立、また5月13日の閣議で暫定税率の失効期間中の地方の減収については、各地方団体の財政運営に支障が生じないように、国の責任において適切な財源措置を講じるなどの基本方針が決定されております。嬉野市にも影響がございますので、今後の国の措置については注視しなくてはならないと考えております。引き続き議員各位の御協力をお願い申し上げます。

さて、九州新幹線西九州ルートにつきましては、起工式が、4月28日冬柴国土交通大臣を初めとして約500名が出席され、みゆき公園で開催されました。議員の皆様には御出席をいただきありがとうございました。

着工認可を受けまして、新幹線建設予定地区11カ所を対象に5月30日から6月3日まで説明会を開催いたしましたところでございます。説明会は事業主体の独立行政法人鉄道運輸機構、佐賀県及び市の担当者が出席し、建設に向けた測量をことしの夏にも着手する意向など、事業の流れを説明し、工事への御理解をいただけるようお願いをしてきたところでございます。

次に、5月28日、本格的な台風シーズンを前に、風水害に対する的確な対策を講じるため、県、警察署、消防署、市議会常任委員会委員長及び委員、消防団など、総勢32名が参加し、防災パトロールを実施いたしました。各行政区へ事前に災害危険箇所の調査を依頼し、本年度塩田地区では18カ所、嬉野地区では27カ所が報告をされました。ことしのパトロールにつきましては、地すべり、急傾斜地など災害が発生する恐れがある区域8カ所を巡視し、災害時の迅速な情報伝達や行動内容について確認をいたしました。また、佐賀地方気象台から今回初めて講師をお招きし、気象情報や潮の影響を受ける塩田川の災害時の危険性などについての研修を行ったところでございます。今後の雨季の備え、態勢を万全にいたしてまいりたいと思います。

次に、健康増進事業につきましては、平成19年度に策定いたしました健康づくりの指針となる嬉野市健康総合計画に基づき、今年度から新たな推進を図ってまいります。

この計画は、本年度から平成24年度までの5年間の計画で、健康づくりに必要な具体的な項目、食生活、運動、健康管理など7分野を設定し、また、人生を妊娠期から高齢期の5つのライフステージに分け、ライフステージごとの実践目標や具体的な取り組みなどを示して、生涯を通じた健康づくりを支援することを目指しております。今後、地域コミュニティー等の推進とともに、本計画をもとに市民全員で健康づくりの取り組みを推進し、健康なまち嬉野市の実現を図ってまいりたいと考えております。

さて、今定例会に提出いたしました議案につきましては、その概要を御説明申し上げます。

条例改正の専決処分の承認を求めるもの3件、平成19年度補正予算の専決処分の承認を求めることについて1件、条例の制定2件、一部改正3件、廃止4件、建設工事委託に関する基本協定の締結について1件、一部事務組合の規約の変更に係る協議について1件、平成20年度補正予算議案が3件の、計18件の案件について御審議をお願いするものでございます。

議案第40号、議案第42号 専決処分の承認を求めることについての2議案について御説明申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律等の上位法が施行されたことに伴い、嬉野市税条例及び嬉野市国民健康保険税条例につきまして、所要の改正を専決処分いたしましたので、その承認を求めるものでございます。

議案第41号 専決処分の承認を求めることについては、戸籍法の改正に伴う地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、嬉野市手数料条例につきまして所要の改正を専決いたしましたので、その承認を求めるものでございます。

議案第43号 専決処分の承認を求めることについて、平成19年度嬉野市一般会計補正予算（第7号）は、吉田中学校体育館耐震診断事業の繰越額の精査に伴い補正予算の専決処分をいたしましたので、その承認を求めるものでございます。

なお、平成19年度の予算執行につきましては、先月末に決算できましたことを御報告申し上げお礼を申し上げたいと思います。

次に、議案第44号 嬉野市定住促進条例は、嬉野市の定住人口の増加を図るため、嬉野市内に住宅等を取得し、転入する定住者に対して奨励金を交付するため条例を制定するものでございます。

次に、議案第45号 嬉野市ふるさと応援寄附金基金条例は、ふるさと納税制度を利用し、嬉野市のまちづくりを応援する応援寄附金基金を設置するため条例を制定するものでございます。

議案第46号から議案第48号までの3議案は、条例の改正でございます。

議案第46号 嬉野市保育所条例の一部を改正する条例は、嬉野保育所の管理運営を指定管理者に行わせることを可能にするため所要の改正を行うものでございます。

議案第47号 嬉野市営住宅条例及び議案第48号 嬉野市特定公共賃貸管理条例の一部を改正する条例の2議案は、暴力団員の入居制限を実施するため、所要の改正を行うものでございます。

議案第49号から議案第52号までの4議案は、条例の廃止でございます。

議案第49号 嬉野市男女共同参画審議会設置条例は、審議会の設置目的でございました嬉野市男女共同参画行動計画の策定が完了したため廃止するものでございます。

議案第50号 嬉野市ふるさと振興基金条例は、嬉野市ふるさと応援寄附金基金の設立に伴

い、基金を整理するため廃止するものでございます。

議案第51号 嬉野市ホームヘルパー派遣に関する条例は、障害者自立支援法の施行により精神障害者へのサービスについて障害者福祉サービスへ一元化されたことに伴い条例を廃止するものでございます。

議案第52号 嬉野市林業研修会館条例は、嬉野市林業研修会館としての用途を廃止したいので、この条例を廃止するものでございます。

議案第53号 建設工事委託に関する基本協定の締結につきましては、嬉野市公共下水道嬉野浄化センターの建設工事につきまして、地方自治法等の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

議案第54号 佐賀県市町総合事務組合理約の変更に係る協議については、地方自治法の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

議案第55号 平成20年度嬉野市一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、国・県の補助事業の内示に伴うものや事務事業の進捗に伴い所要の補正を行うもので、歳入歳出それぞれ82,702千円増額し、補正後の予算総額を11,092,702千円とするもので、前年同期比では13,053千円、率で0.1%の増でございます。

歳出では、2款の総務費で、企業誘致に関しまして、中通地区の工業団地造成に係る測量経費を3,320千円、CATV未整備地区の解消により地域間の情報の格差是正を図るため、地域情報通信基盤整備事業に30,601千円などを計上し、今議会に提案いたしております。嬉野市定住促進条例と嬉野市ふるさと応援寄附金基金条例の制定に伴い所要の予算措置をいたしました。

次に、6款の農林水産業費では、交通安全の確保のため、農道維持修理・修繕工事に6,650千円、県単林業改良事業に4,730千円などを計上し、10款、教育費では、不登校児の児童生徒保護者のケアとよりよい家庭環境づくりを目指すため、スクールソーシャルワーカー活用事業に5,002千円、学校評価ガイドラインに基づく自己評価や学校関係者による学校評価の充実・改善のための実践研究事業に3,790千円を計上いたしました。

一方、これらを補う財源といたしまして、歳入では、県支出金を13,408千円、市債を29,000千円、繰越金を17,848千円など計上いたしております。

次に、議案第56号 平成20年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、健康保険法及び地方税法の改正による後期高齢者医療制度の支援金の創設と賦課限度額の引き上げに伴い歳入内訳の補正を行うもので、歳入歳出とも予算総額の増減はありません。

次に、議案第57号 平成20年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計

補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳出では、職員研修にかかる費用277千円を計上し、補正後の予算額を歳入歳出とも249,148千円とするもので、前年同期比は323,022千円、率で56.5%の減でございます。

以上で、本議会に提案いたしました議案24件につきまして概要説明を終わらせていただきますが、各議案の詳細な内容につきましては担当部長から説明させますので、何とぞ慎重な御審議をお願い申し上げます。

なお、今会期中に人事案件を追加提案の予定でございますので、よろしくお取り計らいのほどをお願い申し上げます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（山口 要君）

次に、提出された議案の細部説明に移ります。

議案第40号から議案第42号までについて市民生活部長の細部説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長（森 育男君）

議案第40号から議案第42号までは専決処分の承認を求めるものでございます。

細部説明をさせていただきます。

まず、議案第40号、3ページから11ページまで、そして、議案資料につきましては、1ページから12ページまでとなっております。

議案第40号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成20年6月6日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由といたしまして、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正し4月30日から施行する必要があったためでございます。

4ページ、5ページをお願いいたします。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、嬉野市税条例（平成18年嬉野市条例第51号）の一部を改正する条例を次のとおり専決処分する。

平成20年4月30日

嬉野市長 谷口 太一郎

今回の嬉野市条例第17号 嬉野市税条例の一部を改正する条例につきましては、今回、地方税法の一部を改正する法律の公益法人制度の改正により、関連条文、各市町村の納税義務者等、また均等割の税率及び申告等の改正によるものと、また、固定資産税関係によります熱損失防止省エネ改修工事等を行った場合に、既存住宅にかかる固定資産税の減額措置の増設に伴う改正を行ったものでございます。

主な改正につきましては、まず、法人均等割の税率の区分の改正がされております。そしてまた、市民税申告に公的年金に係る所得者に対しての源泉徴収書の写しを提出させることができる規定が改正をされております。

なお、固定資産税関係につきましては、固定資産税の納税義務者等で、「独立行政法人緑資源機構」を「独立行政法人森林総合研究所」に改めてあります。

また、附則関係では、熱損失防止省エネ改修工事を行った既存住宅にかかる固定資産税の減額措置の増設により条例の整備を行うものでございます。特に、既存住宅において、一定の熱損失防止省エネ改修工事に窓の改修工事、床、天井、壁の断熱改修工事等について減額する措置の改正が主な改正でございます。

これで、9ページに掲げておりますが、附則、施行期日、第1条で「この条例は、公布の日から施行する。」ということで、第2条で個人の市民税に関する経過措置、第3条で法人の市民税に関する経過措置、そして、第4条で固定資産税に関する経過措置を掲げております。

以上で第40号の御説明を終わります。

議案第41号、12ページから15ページをお開きいただきたいと思います。議案資料では、13ページから14ページになっております。

議案第41号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

平成20年6月6日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由といたしましては、戸籍の改正に伴う地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、条例の一部を5月1日から施行する必要があるために専決処分をさせてい

ただいたものでございます。

13ページ、14ページになります。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、嬉野市手数料条例（平成18年嬉野市条例第59号）の一部を改正する条例を次のとおり専決処分する。

平成20年4月28日

嬉野市長 谷口 太一郎

今回の、嬉野市条例第16号 嬉野市手数料条例の一部を改正する条例につきましては、戸籍法の改正に伴う地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴うものでございまして、戸籍の謄本、抄本、または記載事項証明等の交付請求をするものができる場合を制限することとなったことにより、手数料の種類を改正するものでございます。ちなみに、手数料額の変更はあっておりません。附則で、この条例は、平成20年5月1日から施行するものでございます。

議案41号については、以上でございます。

議案第42号を御説明いたします。ページでは、16ページから24ページまで、議案資料、15ページから36ページに掲げております。

議案第42号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成20年6月6日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由といたしましては、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正し、4月30日から施行する必要があったためでございます。

次のページの17ページ以降をお開きいただきたいと思います。17ページ、

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、嬉野市国民健康保険税条例（平成18年嬉野市条例第161号）の一部を改正する条例を次のとおり専決処分する。

平成20年4月30日

嬉野市条例第18号 嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございますが、今回、国民健康保険法の一部を改正する法律、また地方税法の一部改正する法律等の改正に伴い、国民健康保険税、後期高齢者医療制度の増設により条例の整備を行うものでございます。

主な改正につきましては、国民健康保険税の課税額は、高齢者の医療確保に関する法律の規定によりまして、後期高齢者支援金等の課税額が追加、制定されたところでございます。

また、現行の医療分基礎課税額を医療分と支援金分に改正されております。

また、課税限度額の改正があつておりまして、現行の医療分賦課限度額を、医療分と支援金分に改正をされております。ちなみに、賦課限度額560千円を、医療分470千円、支援金分120千円という形で改正をされております。

それから、特定世帯、後期高齢者医療制度の加入に伴う減額の対象世帯に係る2分の1の減額措置が定められております。

また、附則関係によりまして、平成18年度、19年度の公的年金所得に係る国民健康保険税の減額の特例及び算定の特例が削除され、改正となっております。

以上が主な改正点でございます。

23ページ、24ページをお開きいただきたいと思ひます。

施行期日を、この条例は、公布の日から施行する。

適用区分として、2項で、「改正後の嬉野市国民健康保険税条例の規定は、平成20年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成19年度分は国民健康保険税については、なお従前の例による。」ということと定めております。

以上、議案第42号までの細部説明を終わります。

○議長（山口 要君）

次に、議案第43号について総務部長の細部説明を求めます。総務部長。

○総務部長（森 育男君）

議案第43号について御説明をいたします。

議案第43号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めます。

平成20年6月6日提出

専決処分書でございます。2ページ目になります。

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成19年度嬉野市の一般会計補正予算（第7号）を次のとおり専決処分する。

平成20年3月31日

嬉野市長 谷口 太一郎

4ページをお開きいただきたいと思います。

第1表の繰越明許費補正でございますが、これは先ほど市長のほうからも御報告がありましたように、議案第43号 専決処分の承認を求めることについては、吉田中学校体育館耐震診断事業の繰越額の精査に伴い、補正予算の専決をいたしたものでございます。この承認を求めるものでございます。

補正前が1,655千円、補正額340千円をして、補正後の1,995千円としたところでございます。

以上で、議案第43号の御説明を終わります。

○議長（山口 要君）

次に、議案第44号及び議案第45号について企画部長の細部説明を求めます。企画部長。

○企画部長（田代 勇君）

議案書25ページをお願いいたします。

議案第44号

嬉野市定住促進条例について

嬉野市定住促進条例を別紙のように制定する。

平成20年6月6日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

本条例の制定の理由といたしましては、嬉野市の定住人口の増加を図るため、嬉野市内に住宅等を取得し転入する定住者に対して転入奨励金を交付するため、この条例を制定するものであります。

26ページをお願いします。

第1条でございます。

この条例の目的は、先ほど述べましたとおり、定住人口の増加を図り活気と感性に満ちた嬉野市を築くことを目的とするものでございます。

第2条第1項では、奨励金の給付対象者としまして、嬉野市外に5年以上居住する者のうち、嬉野市内に定住することを目的として、市内に新築住宅又は中古住宅を取得し、市外から転入した者であって税金等の滞納がない者であること。

同じく第2項では、条例の適用の除外としまして、嬉野市の市長、副市長、教育長及び職員並びにその者と同居する親族については、奨励金の交付の対象としないということを規定しております。

第3条では、交付要件及び金額は別表のとおりでございますけど、まず、交付要件といたしまして、1番目に、住宅の居住用の床面積が50平米を超えるもので当該住宅の用地の登記地目が宅地であるものということでございます。

奨励金の金額としましては、住宅等1戸に500千円、世帯員1人に50千円、同居する子を3人以上有する場合、3人以上の子1人につき100千円、それから、市内の業者の施工による新築住宅の場合、住宅1戸に300千円、企業誘致による進出企業に勤務する同居の世帯員1人につき50千円といたしております。

第4条は、奨励金の返還の規定を定めております。

附則としまして、この条例は平成20年7月1日から施行し、平成23年6月30日限りでその効力を失うものとしております。ただし、第4条に規定しております奨励金の返還については、その効力を有するものとしております。

以上、嬉野市定住促進条例の補足説明を終わります。

次に、議案第45号でございます。

議案第45号

嬉野市ふるさと応援寄附金基金条例について

嬉野市ふるさと応援寄附金基金条例を別紙のとおり制定する。

平成20年6月6日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由といたしましては、ふるさと納税制度を利用し、嬉野市のまちづくりを応援する応援寄附金基金を設置するため、この条例を制定する必要があるということございまして、ふるさと納税制度は、今回施行されました地方税法の一部改正によりふるさとを応援したいという納税者の方々の思いを実現するため、地方公共団体に寄附した場合、個人住民税や所得税を一定限度まで控除する仕組みでございまして、その寄附金の受け皿として新たな基金の設置を行うものでございます。

29ページをお願いします。

第1条で、設置の目的としましては、先ほど述べましたように、本市のまちづくりを応援

するために贈られた寄附金を財源として寄附者のまちづくりに対する意向を具体化することにより、多様な人々の参加による個性と活力のあるふるさとづくりを推進していくためでございます。

第2条では、寄附金の積み立て、第3条では、基金の管理の方法、第4条では、基金の運用益金の処理の仕方、第5条では、繰りかえ運用の規定、第6条の処分の規定では、基金は事業の実施に必要な財源に充てる場合に限り、その全部または一部を処分することができるとしております。

第7条では、目的外の取り崩しについての定めでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するということございまして、以上のとおり、本基金の設置によりふるさと納税を希望される納税者の皆さんの気持ちのこもった寄附金の受け皿づくりができるものと考えております。

以上で、ふるさと応援寄附金基金条例の補足説明を終わります。

○議長（山口 要君）

次に、議案第46号について福祉部長の細部説明を求めます。福祉部長。

○福祉部長（大森紹正君）

それでは、議案第46号について御説明申し上げます。

31ページをお願いいたします。

この議案につきましては、嬉野市保育所条例の一部を改正するものでございます。

改正の理由といたしましては、嬉野保育所の管理運営を指定管理者に行わせることが可能となるように地方自治法第244条の2第3項の規定により関係条文の整備を行うものでございます。

次ページをお願いいたします。

改正の内容といたしましては、現行条例に指定管理者制度を導入するために必要な条文を5条加えるものでございます。

まず、第3条に、指定管理者による管理について、第4条で、指定管理者の指定の手続きについて、第5条で、指定管理者の業務について、第6条で、利用料金について、第7条で指定管理者の管理の期間についてを規定するものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（山口 要君）

次に、議案第47号及び議案第48号について、まち整備部長の細部説明を求めます。まち整備部長。

○まち整備部長（江口幸一郎君）

それでは、議案第47号及び議案第48号について御説明を申し上げます。

まず、議案第47号ですけど、議案書の33ページをお願いいたします。

議案第47号

嬉野市営住宅条例の一部を改正する条例について

嬉野市営住宅条例（平成18年嬉野市条例第142号）の一部を別紙のように改正する。

平成20年6月6日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由といたしましては、市営住宅への暴力団員の入居制限を行うため、この条例を改正する必要があったためでございます。

主な改正内容でございますけど、議案資料の39ページをごらんいただきたいと思っております。

入居者の資格要件でございますけど、この要件の中に第5号を追加いたしまして、「その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下暴力団員という）でない」、ということをご第5号として追加するものでございます。

以下の条文はこれに関係する改正でございます。

議案第48号、35ページをお願いいたします。

嬉野市特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例について、これにつきましても、議案第47号と同様の理由で暴力団の入居制限を行う改正でございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

次に、議案第49号について企画部長の細部説明を求めます。企画部長。

○企画部長（田代 勇君）

37ページをお願いします。

議案第49号

嬉野市男女共同参画審議会設置条例の廃止について

嬉野市男女共同参画審議会設置条例（平成18年条例第182号）は、廃止する。

平成20年6月6日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由といたしましては、嬉野市男女共同参画行動計画の策定が終了したため、この条例を廃止する必要があるということでございます。

38ページをお願いします。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行いたします。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

次に、議案第50号について総務部長の細部説明を求めます。総務部長。

○総務部長（森 育男君）

議案第50号について御説明をいたします。

議案第50号

嬉野市ふるさと振興基金条例の廃止について

嬉野市ふるさと振興基金条例（平成18年条例第66号）は、廃止する。

平成20年6月6日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由といたしましては、嬉野市ふるさと応援寄附金基金の設立に伴い、基金の整理をするためにこの条例を廃止するという目的でございます。ちなみに、今回の議案第43号で、嬉野市ふるさと応援寄附金基金条例の設立に伴い、本条例は同様の目的基金条例のために本条を廃止するものでございます。

40ページをお開きいただきたいと思いますが、附則、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、説明を終わります。

○議長（山口 要君）

次に、議案第51号について、市民生活部長の細部説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長（森 育男君）

議案第51号について御説明をいたします。

議案第51号

嬉野市ホームヘルパー派遣に関する条例の廃止について

嬉野市ホームヘルパー派遣に関する条例（平成18年条例第108号）は、廃止する。

平成20年6月6日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由といたしましては、障害者自立支援法の施行により、精神障害者へのサービスについて障害者福祉サービス一元化されたことに伴い、条例を廃止する必要があるためでございます。

42ページ、お願いいたします。

附則、この条例は、平成20年7月1日から施行するものでございます。

以上で終わります。

○議長（山口 要君）

次に、議案第52号について産業振興部長の細部説明を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長（江口幸一郎君）

それでは、議案第52号 嬉野市林業研修会館条例の廃止について御説明をいたします。議案書43ページをお願いいたします。

議案第52号

嬉野市林業研修会館条例（平成18年条例第125号）は、廃止する。

平成20年6月6日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由といたしまして、嬉野市林業研修会館としての用途を廃止したいので、この条例を廃止する必要があるためでございます。

これにつきましては、当会館の機能を産業文化センターに移転させるというふうな申請が国のほうで認められ、当林業研修会館が行政財産としての使用が承認されたことによるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

次に、議案第53号についてまち整備部長の細部説明を求めます。まち整備部長。

○まち整備部長（江口幸一郎君）

それでは、議案第53号 建設工事委託に関する基本協定の締結について御説明を申し上げます。

議案書45ページをお願いいたします。

嬉野市公共下水道嬉野浄化センターの建設工事委託に関する基本協定について、下記のとおり協定を締結したいので、議会の議決を求めるものでございます。

協定の目的、協定の方法、協定金額、協定の相手方ということで、ここに記載をしているとおりでございます。平成20年6月6日、嬉野市長。

理由といたしまして、地方自治法第96条第1項第5号及び嬉野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決が必要であるためでございます。

協定金額の510,000千円につきましては、平成20年が50,000千円、平成21年が244,000千円、平成22年が216,000千円でございます。契約の相手方は日本下水道事業団、代表者、石川忠男でございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

次に、議案第54号について、総務部長の細部説明を求めます。総務部長。

○総務部長（森 育男君）

議案第54号について御説明をいたします。ページでは46ページ、47ページ。そして、議案資料といたしましては、44ページに掲げております。

議案第54号

佐賀県市町総合事務組合格約の変更に係る協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、武雄市を佐賀県市町総合事務組合の議会の議員その他非常勤の地方公務員に係る公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務並びに非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に係る公務上の災害に対する補償に関する事務の共同処理に参加させることにより別紙のとおり組合格約を変更することを協議することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

平成20年6月6日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由といたしましては、地方自治法第290条の規定により、組合を組織する地方公共団体の議会の議決が必要であるわけでございます。

次のページ、47ページでございますが、佐賀県市町総合事務組合格約の一部を変更する規約（案）が掲げております。

この件については、別表の中の「小城市」を「武雄市 小城市」に改めるものでございます。

附則として、この条例は、地方自治法第286条第1項の規定による知事の許可のあった日から施行するものでございます。

以上、説明を終わります。

○議長（山口 要君）

次に、議案第55号について総務部長の細部説明を求めます。総務部長。

○総務部長（森 育男君）

それでは、議案第55号 平成20年度嬉野市一般会計補正予算（第1号）について御説明をいたします。

まず、1ページでございますが、平成20年度嬉野市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出の予算の補正でございますが、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ82,702千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ11,092,702千円とするものでございます。

前年同期比は、額で13,053千円、率として0.1%の増でございます。

2ページ、3ページをお開きいただきたいと思えます。

歳入の補正の大きなものでございますが、まず、1番大きいものから順次申し上げますが、1番大きいのが市債の29,000千円、2番目に大きいのが繰越金の19,148千円、3番目に繰入金金の16,269千円、4番目に県支出金の13,408千円、そして5番目に諸収入の47,000千円の順序となっております。

11ページをお開きいただきたいと思えます。

第17款、寄附金、2目の総務費寄附金、1節、ふるさと応援寄附金で、課目存置1千円を掲げております。これは、議案第45号で御説明いたしましたように、嬉野市ふるさと応援寄附金基金条例の制定により、課目存置したものでございます。

12ページをお開きいただきたいと思えます。

18款、繰入金、8目、ふるさと振興基金繰入金、1節、ふるさと振興基金繰入金、ふるさと振興基金で16,269千円を計上いたしておりますが、今回、議案第45号で、嬉野市ふるさと応援寄附金基金条例の制定に伴いまして、議案第50号の嬉野市ふるさと振興基金条例の廃止に伴い、現在の基金残高16,269千円を一般会計へ繰り入れるものでございます。

歳出については、事項別明細書で御説明をいたしたいと思えます。

16ページをお開きいただきたいと思えます。

歳出でございますが、2款の総務費、まず6目、企画費、19節、負担金、補助及び交付金、定住促進奨励金1千円につきましては、ただいま御説明いたしました定住促進条例の制定に伴って課目存置をしたものでございます。

7目の企業誘致費、13節、委託料、工業団地造成測量3,320千円につきましては、今回、塩田の中通地区の公共団地造成7ヘクタールの測量調査を行う費用でございます。

8目、地域情報化推進費、15節、工事請負費、地域情報通信基盤整備事業30,601千円につきましては、CATV未整備地区が嬉野地区で西川内地区、また、広川原地区がございまして、この未整備地区の解消に努め、行政放送、インターネットの接続、地上デジタル放送への対応等を可能とするため、情報格差の是正を図る事業でございます。

16目の財政調整基金費、25節の積立金、財政調整基金でございますが、16,270千円につきましては、先ほど申し上げましたように、嬉野市ふるさと振興基金の廃止に伴い、今までの残金を財政調整基金に積み立てるものでございます。

それから、22目のふるさと応援寄附金基金費でございますが、25節の積立金、ふるさと応援寄附金は、先ほど第45号で嬉野市ふるさと応援寄附金基金条例の制定により課目存置をしたものでございます。

18ページをお開きいただきたいと思えます。

3款の民生費、児童福祉総務費でございますが、1節. 報酬に、指定管理者選定委員会委員4名、92千円を予算化しておりますが、先ほど御提案いたしましたように、議案第46号の嬉野市保育所条例の一部改正に伴い予算化をしたものでございます。

次のページ、19ページをお願いいたします。

6款. 農林水産業費、9目. 農業農村整備費、15節. 工事請負費、農道維持管理・修繕工事6,650千円でございますが、このことにつきましては、今、国道498号線、塩田鹿島線に並行して整備しております、ふるさと農道の舗装が、沈下と路面の剥離が発生しており、交通事故等の危険性を回避するための工事でございます。

20ページをお願いいたします。

6款. 農林水産業費、3目. 林業事業費、15節. 工事請負費、県単林道改良工事、林道吉田東部線4,730千円。現在、この東部線につきましては、切土の法面が雨風で浸食をし、落下が激しいために、法面の舗装、補修工事、改良工事を行う事業でございます。

22ページをお開きいただきたいと思えます。

10款. 教育費、2目. 事務局費、1節から12節までで関係ありますけれども、まず、スクールソーシャルワーカー事業ということで、5,002千円を計上いたしております。

この事業につきましては、嬉野地区適応指導教室ひまわりに2名、嬉野中学校に1名のスクールソーシャルワーカー相談員を配置し、適応指導教室、教育委員会、関係各課との連絡調整を図りながら、不登校等の児童・生徒と保護者のケア、環境づくりの支援に当たるという事業でございます。

そしてまた、学校評価充実、改善のための実践研究事業につきましては、3,790千円を計上いたしております。全学校を対象に実施しております学校評価に対し、今回、第三者で新たに評価委員会を設け、外部評価を導入し、学校評価の充実、改善、実践に研修を行うものでございます。

以上で、議案第55号についての御説明を終わります。

○議長（山口 要君）

次に、議案第56号について市民生活部長の細部説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長（森 育男君）

議案第56号について御説明をいたします。

平成20年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明をいたします。

平成20年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次のように定めるところ

による。

歳入歳出予算の補正、第1条でございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、第1表。歳入歳出予算の補正によるところでございます。

今回の補正は、国民健康保険法及び地方税法の改正により、後期高齢者制度の支援金の増設と付加限度額の引き上げに伴い歳入予算の補正を行うもので、歳入歳出とも予算の総額の増減はありません。

以上で、第56号について御説明を終わります。

○議長（山口 要君）

次に、議案第57号についてまち整備部長の細部説明を求めます。まち整備部長。

○まち整備部長（江口幸一郎君）

それでは、議案第57号について御説明を申し上げます。

補正予算議案書の35ページをお願いいたします。

平成20年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計補正予算（第1号）。

平成20年度嬉野市の嬉野都市計画下水道事業公共下水道事業費特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ277千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ249,148千円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書の39ページをお願いいたします。

今回、下水道課のほうに新採ということで配属をされましたので、事業団の研修の必要が生じたために、旅費を209千円及び負担金、補助及び交付金の68千円計上をお願いするものでございまして、研修の内容といたしましては、管渠に中級程度で指定の研修を予定しております。それに伴います歳入につきましては、一般会計から繰り入れのお願いをするものでございます。

以上で、御説明といたします。

○議長（山口 要君）

これで議案の細部説明を終わります。

お諮りいたします。議案第40号から議案第57号までの18件につきましては、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第40号から議案第57号までの18件につきましては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

日程第22. 発議第5号 嬉野市議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

朗読を省略して提案理由の説明を求めます。提出者、山口榮一議員。

○13番（山口榮一君）

それでは、発議第5号 嬉野市議会委員会条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

この件につきましては、嬉野市部設置条例及び嬉野市総合支所設置条例の改正に伴い、条例の一部を改正するもので、地方自治法第112条及び嬉野市議会会議規則第13条第1項の規定に基づき提出するものでございます。

提出日は、本日20年6月6日、嬉野市議会議長、山口要様、提出者は私、山口榮一、賛成者は、山口榮秋議員、野副道夫議員、神近勝彦議員、川原等議員、田中政司議員でございます。

改正の内容につきましては、お手元の発議第5号、3ページ目に記載してある新旧対照表のとおり各常任委員会の所管事項を変更するものでございます。

以上でございます。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（山口 要君）

これで提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。発議第5号につきましては、委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

日程第23. 平成20年請願第1号 「教育予算の拡充」を求める請願書についてを議題といたします。

紹介議員に請願内容の説明を求めます。山田伊佐男議員。

○20番（山田伊佐男君）

請願第1号でございます。「教育予算の拡充」を求める請願でございます。

請願者は、「嬉野市の民主的な教育を考える会」の代表、筒井宏様であります。

住所は、嬉野町大字下野丙1710番地です。

紹介議員は、私、山田でございます。

2面の「教育予算の拡充」を求める意見書（案）を読み上げまして、請願の趣旨の説明にかえさせていただきたいと思えます。

「教育予算の拡充」を求める意見書（案）

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤作りにとってきわめて重要なことである。現在、多くの都道府県で、児童生徒の実態に応じ、きめ細やかな対応ができるようにするために、少人数教育が実施されているが、保護者や子どもたちから大変有益であると

されている。

しかしながら、義務教育国庫負担金の割合が2分の1から3分の1に縮小されたことや地方交付税削減の影響、また厳しい地方財政の状況などから、自治体独自に教育予算を確保することは困難となっている。

地方財政が逼迫している中、少人数教育の推進、学校施設、旅費・教育費、就学援助・奨学金制度など教育条件の自治体間格差が広がってきており、また「子どもと向き合う時間の確保」のための施策と文科省による「勤務実態調査」で現れた、極めて厳しい教職員の勤務実態の改善も喫緊課題となっている。

一方、就学援助受給者の増大に現れているように、低所得者層の拡大・固定化がすすんでおり、家計の所得の違いが教育格差につながってきている。

自治体の財政力や保護者の所得の違いによって、子どもたちが受ける「教育水準」に格差があってはならない。

教育予算を国全体として、しっかりと確保・充実させる必要があることから、次の事項の実現について強く要望する。

記

1. 「子どもと向き合う時間の確保」を図り、きめの細かい教育実現のために、義務制第8次・高校第7次教職員定数改善計画を実施すること。
2. 教育の自治体間格差を生じさせないために、義務教育費国庫負担制度について、国庫負担率の2分の1に復元することを含め、制度を堅持すること。
3. 学校施設整備費、就学援助・奨励金、学校・通学路の安全対策など、教育予算の充実のため、地方交付税を含む国の予算を拡充すること。
4. 教職員の人材を確保するため、教職員給与の財源を確保・充実すること。あわせて、40年前と比較して増大している超過勤務の実態を踏まえた給与措置とそのための財源確保に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

という意見書の内容でございます。

提出先は、内閣総理大臣、衆参両院議長、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣あてでございます。

以上、皆様方の御協力のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（山口 要君）

ただいまの説明に対して質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

平成20年請願第1号は、お手元に配付しております請願文書表のとおり文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第24. 陳情の委員会付託を行います。

本日まで提出されました陳情につきましては、お手元に配付しております陳情文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

各常任委員会においては、審査、検討、調査をお願いいたします。

日程第25. 委員長報告を議題といたします。

閉会中、各常任委員会に付託しておりました調査事件について、各常任委員長に報告を求めます。

まず、総務企画常任委員会の付託事件、公共交通バス運行についての報告を求めます。川原等総務企画常任委員長。

○総務企画常任委員長（川原 等君）

それでは総務企画常任委員会の報告をいたします。

平成20年3月議会で付託されました下記事件の調査結果を、嬉野市議会会議規則第100条の規定により報告をいたします。

付託事件 公共交通バス運行について

総務企画委員会では、上記の付託事件調査のため平成20年5月23日に調査を実施しました。午前中に、東彼杵町の町営バスの運行について、午後から小城市内で実施されている公共交通体系についてでございます。

調査した理由として、東彼杵町は、従来廃止路線代替バスの補助を受け民間で運行されていた路線を、平成16年度より町営バス路線として運行されております。また、小城市においては、旧芦刈町区域のデマンド方式による「あしかり便利カー」が平成17年より運行されております。

今日、嬉野市においても、特定のバス路線の利用率低下に伴い路線廃止などの問題も顕在化してきており、今後の嬉野市における公共交通の進むべき方向の参考として、両自治体に取り組んでいる施策について調査の実施をいたしました。

両自治体の現状として、最初に、東彼杵町の町営バスについては、町民から「バスだけはよかった」と言われるほどに高い評価を得ておられました。また、バスの運転手も地元の方の採用であり、地域住民との触れ合いを大事にし運行されているとのことであります。町内の3路線を29人乗りのマイクロバスで運行し、料金は1路線間、大人は200円、中学生以下の子供は100円に設定し、75歳以上の高齢者や障害者については、減免措置として半額で対応されておりました。今後の課題としては、路線の拡大・増設と、路線から距離のある地域については、タクシー利用に補助を行うことで対応することになるのではないかとのことでありました。

次に、小城市については、旧芦刈町を除く旧小城町、旧三日月町、旧牛津町においては、合併以前より福祉循環バスが運行されており、合併後も運行されております。しかし、芦刈町については、福祉循環バスは運行されていなかったため、合併後にコミュニティータクシー、あしかり便利カーということで、タクシー利用によるデマンド方式が採用されております。あしかり便利カーは、旧芦刈町の区域内での運行であり、利用するには事前に登録が必要であります。加入率は芦刈町内の全世帯の9%、総人口の3%にとどまっております。これは、運行が旧芦刈町内の公共施設、病院などに限定されていることと、ほかの人と同乗となっているためとのことであります。問題点としては、旧芦刈町内には公共施設や病院が少ない上に、銀行も撤退し、またスーパーなどの商店がなく、旧牛津町や白石町まで行かないと買い物もできないとのことであります。住民の要望は、旧牛津町まで行けるようにエリアの拡大を望む声が多いということでありました。

委員会の意見といたしまして、嬉野市では、現在、地域公共交通会議を設置し、嬉野市全域について協議検討がなされております。近年、高齢化が進む中、住民の足を確保し、公平なサービスを提供するためにはどのような方策があるのかを、市としても重要な案件としてとらえ、ほかの自治体の取り組みを参考に、嬉野市にあった対応をされるよう努力していただきたい。

以上で、報告を終わります。

○議長（山口 要君）

ただいまの報告に対して質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本件については、総務企画常任委員長の報告のとおり了承したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。公共交通バス運行については、委員長報告のとおり了承することに決定をいたしました。

次に、文教厚生常任委員会の付託事件、保健事業についての報告を求めます。神近勝彦文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（神近勝彦君）

それでは、文教厚生常任委員会に、平成20年3月定例会で付託されました事件についての調査結果を、嬉野市議会会議規則第100条の規定により御報告申し上げます。

付託事件 保健事業についてでございます。

文教厚生常任委員会では、標記付託事件調査のため、平成20年5月21日、福岡県大牟田市を視察し、健康づくり応援レシピ集を活用した食育・健康増進の取り組みについて調査をい

たしました。

調査をした理由としまして、日本は医学の進歩等により世界有数の長寿国となり、高齢化は急速に進んでおります。

これに伴い、生活習慣病や認知症になる人の増加や医療費の増大が深刻な問題となっております。

嬉野市においても、年々高齢化率は上がり、平成19年度末では25.9%で、佐賀県下でも上位であります。

国は、健康寿命の延伸等を目的とした「健康日本 21」を掲げ、さらに平成17年から平成26年までの間に健康寿命を2年程度延ばすことを基本目標とする「健康フロンティア戦略」を取りまとめております。

このような中、生活習慣病をいかに抑制していくかが大切であり、中でも「栄養・食生活」は特に重要な要素となっております。

大牟田市は、生活習慣病対策の推進、食育の推進を図る観点から、関係団体との協働のもと、地元食材も活用したレシピ集を作成し、健康づくり関連事業への活用や関係団体への配布等を行われております。

また、健幸、「こう」の字は「幸せ」という字を書かれておりますが、健幸料理教室などの普及啓発事業を実施することで、地域における生活習慣病予防や食育・健康づくり推進を図られております。

嬉野市の生活習慣病を抑制するための施策の一つとして、食育の推進は欠かせないため大牟田市を視察いたしました。

大牟田市の現状につきましては、お手元の報告書のとおりでございますので割愛させていただきます。

委員会の意見としまして、レシピ集は3団体との協働によって作成されたことで、生産から調理、栄養面にわたっての多面的な情報が含まれ、健康課題別、世代別に掲載をされておるので、家庭内での利用がしやすい状況でありました。

また、インターネットによってダウンロードできますので、市内のみならず、市外、県外にも広く普及ができておりました。

ただ、活用につきましては、実施されている家庭や個人など把握できていない状況があります。

普及啓発事業で実施されている料理教室は、地区を指定しての取り組みでございますが、参加者が少なく地域へのさらなる普及が進まない状況であり、大牟田市の担当課におきましては、普及方法の実施手段についても検討されているところであります。

嬉野市においても各種健診や各種健康づくり事業を進めていく中で、いかに参加を推進していくかが以前からの大きな課題でありました。

大牟田市では、市内の各事業所が行う定期健診と行政が進める生活習慣病対策事業が連携することで、多くの市民の皆様に啓発が推進できるのではないかと考えております。

このことにつきましては、嬉野市でも実行に向けて検討すべきであると考えております。

以上、文教厚生常任委員会の報告とさせていただきます。

○議長（山口 要君）

ただいまの報告に対して質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本件については、文教厚生常任委員長報告のとおり了承したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。保健事業については、委員長報告のとおり了承することに決定をいたしました。

次に、産業建設常任委員会の付託事件、農業問題についての報告を求めます。野副道夫産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（野副道夫君）

産業建設常任委員会の報告をいたします。

平成20年3月議会において付託をされました下記事件の調査結果を、嬉野市議会会議規則第100条の規定により報告をいたします。

付託事件は、農業問題についてということであります。

産業建設常任委員会では、上記付託事件調査のために、平成20年5月19日嬉野市内の農業の実態について、塩田町ではハウス栽培によるイチゴと小ネギを、嬉野町では茶業について調査を行いました。

調査の理由としては、農業経営が年々厳しさを増してきている現状にあることはおおむね承知をしているものでございますが、嬉野市内の実情がどのようになっているのか把握した上でないと農業問題を語れない。また、事の次第によっては、国、あるいは県に対して支援対策を求めなくてはならない。その上では、我々産業建設委員会としては現実を見極めておく必要があるということから調査を行いました。

委員会の意見としては、嬉野市の耕作面積は御承知と思いますが、市全体の19%程度であります。

農産物の主なものは、嬉野町では、お茶と米、塩田町では、米、麦、大豆に加えてハウス園芸であります。お茶にしてもハウスにしても、最近の燃料の高騰とあわせて、価格の低迷、生産者の高齢化等もプラスされて、生産意欲さえ失しようとしている現実があります。

それぞれの集落においては、「中山間地事業」、あるいは「農地・水・環境保全向上対策

事業」などに取り組みながら農地の荒廃防止などに努めている現状にあります。市としても、荒廃防止に対しては強力な施策推進の必要性を感じます。

今後は、特に生産性の追求はもちろんでありますが、新規就農者の育成と推進、後継者の育成指導、そのために国・県への支援要請の確立が重要となり、特に、お茶の場合には、消費拡大につながる施策や被覆茶と非被覆茶との製品価格に1千円以上の開きがあることから、被覆率の向上及び支援策の確立を図ることが考えられます。

また、全国的な数字の上では、嬉野茶はわずか一握りと言われているのですが、茶業研修センターの建設を機に、ブランド化に向けた取り組みというのが望まれます。

両町に共通する水田農業「米・麦・大豆」についても、国においては減反政策が進められてきておりますが、100%達成された県は数少ないものでございまして、そのために、米の消費減少の問題もありますが、今日まで正直者がばかを見る羽目になったことも事実であります。今後は、このような国の政策についても目を配りながら政策の推進を図られることを強く望むものであります。

以上です。

○議長（山口 要君）

ただいまの報告に対して質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本件につきましては、産業建設常任委員長の報告のとおり了承したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。農業問題については、委員長報告のとおり了承することに決定をいたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。大変お疲れさまでございました。

午前11時33分 散会